

1. 指名停止対象業者

有限会社 中村建設（佐賀県鹿島市）

2. 指名停止期間

令和6年12月19日～令和8年6月18日（18か月）

3. 指名停止理由

同社は、鹿島市建設住宅課が発注した令和6年度 第3号 地域密着型市道改修事業 市道末光線 側溝整備工事及び令和6年度 第4号 地域密着型市道改修事業 市道古場切・浜漁港線 側溝整備工事において、交通誘導員を配置していないにもかかわらず、配置したように見せかける書類を作成し、市に虚偽の報告を行った。

また、その真偽を確認するために再三にわたり資料を求められた際も、警備会社からの架空の請求書を自ら偽造し市に提出した。

これらの行為は極めて悪質であり、虚偽の報告により不正に請負金を受領しようとしたことは不正又は不誠実な行為である。また、過去にも複数回指名停止を受けたにもかかわらず、日々の指導にも改善は見られず、工事等契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行う。

4. 指名停止措置の根拠

同社は、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第4号（契約違反）及び別表第2第13号（不正又は不誠実な行為）に複数該当するため、同措置要領第4条（指名停止の期間の特例）第1項により当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長い期間で（短期）1か月以上（長期）9か月以内の範囲内で措置することとなる。しかし、内容の悪質性や指名停止の常習性などから、同条第4項により、同社に対し指名停止期間を当該長期の2倍とする18か月に延長する。